

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和6年5月16日

静岡市監査委員 遠 藤 正 方

同 白 鳥 三和子

同 寺 澤 潤

同 稲 葉 寛 之

## 記

### 令和5年度学校監査

#### 1 理科準備室の薬品の管理について（4件）〔教育センター〕

##### 【指摘事項】

- (1) 教育委員会の通知によれば、劇物の保管容器には、毒物及び劇物取締法第12条第1項の規定に基づく表示である「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物である塩酸の容器、アンモニアの容器及び水酸化ナトリウムの容器にその表示がされていなかった。＜駒形小学校＞
- (2) 教育委員会の通知によれば、劇物の保管容器には、毒物及び劇物取締法第12条第1項の規定に基づく表示である「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物であるヨウ素溶液の容器及び塩酸（10%）の容器にその表示がされていなかった。＜南藁科小学校＞
- (3) 教育委員会の通知によれば、理科薬品の毒物及び劇物の保管庫は、毒物及び劇物専用のものが望ましいものの、校舎の構造上、一般薬品も収納しなければならない場合は、段を変えたり、ケースを使用したりして毒物及び劇物と一般薬品を区別することとされている。しかし、一部の薬品について、劇物と一般薬品を区別せずに、同じ保管庫の同じケースに入れて保管しているものがあった。＜豊田中学校＞
- (4) 教育委員会の通知によれば、薬品の量は、容器を含む重量（g）で記載し、使用ごとにその現物と薬品管理簿の残量が一致するよう管理することとなっている。

しかし、監査実施日にミョウバン（一般薬品）の残量確認を行ったところ実測値は367.3gであったが、薬品管理簿には413.0gと記載されており、45.7gの使用が不記載であった。〈東豊田中学校〉

#### 【措置の状況】

(1)・(2) 指摘のあった2校から該当する薬品容器の対応後の写真を送付させ、薬品容器に白地に赤色の文字で「医薬用外劇物」の表示があることを確認しました。

((1) 令和6年1月25日、(2) 令和6年1月9日、に教育センター担当者が確認)

(3) 該当する保管ケースの対応後の写真を送付させ、劇物と一般薬品が区別して保管されていることを確認しました。

(令和6年1月23日に教育センター担当者が確認)

(4) 該当する教科担当者に使用日を確認し、正しい使用日と残量を記入させました。その後に薬品管理簿の該当するページの写真を送付させ、該当箇所に正しい残量が記載されてあることを確認しました。また、今後は使用の都度、薬品管理簿に漏れなく記載することを教頭と確認しました。

(令和6年1月23日に教育センター担当者が確認)

令和6年度以降も引き続き適正な薬品管理の徹底を図るため、令和6年4月に実施予定の理科主任を対象とした理科安全指導研修会で、本件監査において指摘のあった事項の説明・周知徹底を図ります。(令和6年1月25日)

## 2 危険物の保管に係る表示について〔教育施設課〕

#### 【指摘事項】

東豊田小学校では、危険物の保管に当たり、「少量危険物貯蔵取扱所」と表示された保管庫を使用していた。

市火災予防条例第66条の規定によれば、消防法及び危険物の規制に関する政令に規定されている指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、あらかじめ消防署長に少量危険物貯蔵（取扱）届出書により届け出ることとされている。教育委員会事務局に現在の状況について確認したところ、東豊田小学校についてはガソリ

ン及び灯油の貯蔵に係る少量危険物貯蔵（取扱）届出書による届出がされているとのことであった。

市火災予防条例施行規則第4条の規定によれば、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、防火上の注意事項を表示した標識を設けることとされており、その危険物がガソリン及び灯油の場合には、同条の規定により「火気厳禁」の標識を設けることとされている。さらに、市火災予防条例第41条第2項第1号及び市火災予防条例施行規則第3条の規定によれば、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に「少量危険物貯蔵取扱所」の標識と危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板を掲げることとされている。

しかし、東豊田小学校では、「火気厳禁」と「少量危険物貯蔵取扱所」、「第 類、品名、最大数量」といった表示はされていたものの、同施行規則第3条（別表第2）の規定により表示することとされている危険物の類、品名及び最大数量の記載がされていなかった。また、同施行規則第3条（別表第1及び別表第2）の規定によれば、「少量危険物貯蔵取扱所」の標識と危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板は白地に黒色の文字で表示することとされているが、その規定に基づく色の表示となっていなかった。

（なお、予備監査実施後に混合燃料を購入したとのことであるため、新たに危険物に該当する品目を購入した際には、ガソリン及び灯油と同様に市火災予防条例等に基づく対応が必要となることに留意されたい。）＜東豊田小学校＞

#### 【措置の状況】

- （1）標識及び掲示板を取り替え、貯蔵危険物の情報を記載し、危険物の保管に係る表示の改善を図りました。
- （2）少量危険物貯蔵（取扱）の届出をしている他の学校に対しても、標識及び掲示板の状況について報告を求め、表示の不備があった3校については是正を確認の上、全小中学校宛てに消防法上の危険物の適切な貯蔵及び取扱いについて周知を行いました。